

令和8年4月21日

各位

一般社団法人発明推進協会

令和7年改正 知的財産権法文集 令和8年4月1日施行版 正誤表

以下のとおり本書に誤記がございました。関係各位にご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。謹んでお詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。なお、今後、新たな誤記が見つかった場合、正誤表を随時更新してまいります。

本件のお問い合わせ：一般社団法人発明推進協会 出版チーム 入江佳由(Tel03-3502-5433/y-irie@jiii.or.jp)

訂正日	該当頁	正	誤
2026.04.20	p.468 上段 14 行	四 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、前二号若しくは次項第二号から第四号までの罪、第四項第二号の罪（ 前二号の罪に当たる開示に係る部分に限る。 ）又は第五項第二号の罪に当たる開示が介在したことを知って営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示したとき。	四 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、前二号若しくは次項第二号から第四号までの罪、第四項第二号の罪（前二号 及び第四号から前号まで の罪に当たる開示に係る部分に限る。）又は第五項第二号の罪に当たる開示が介在したことを知って営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示したとき。
2026.04.20	p.470 下段 18 行	七 第十六条 又は第十七条 の規定に違反したとき。	七 第十六条、第十七条 又は第十八条第一項 の規定に違反したとき。
2026.04.20	p.471 下段 5 行	一 日本国外において使用する目的で、 第一項第一号の罪 を犯したとき。	一 日本国外において使用する目的で、第一項第一号 又は第三号 の罪を犯したとき。